

文教福祉常任委員会

平成18年6月21日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

- 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願
- 請願第 2 号 国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願
- 請願第 3 号 地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書採択に関する請願

《付託陳情》

- 陳情第 3 号 医療制度の改善を求める陳情
- 陳情第 4 号 国民健康保険制度の改善を求める陳情
- 陳情第 5 号 介護保険制度の改善を求める陳情

出席委員（7名）

委員長	林 一 雄	副委員長	柴 田 徹 也
委員	林 正一郎	委員	木 内 欽 市
委員	景 山 岩三郎	委員	向 後 悦 世
委員	伊 藤 保		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長	鈴木正道	議員	島田和雄
----	------	----	------

議 員 神 子 功
(請願紹介議員)

説明のため出席した者（３５名）

教 育 長	米 本 弥榮子	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	遠 藤 純 夫	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	在 田 豊	学校教育課長	多 田 清 司
生涯学習課長	花 香 寛 源		
そ の 他 担 当 職 員	26名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（林 一雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

文教福祉常任委員長の林一雄でございます。第2回目の文教福祉常任委員会であります。今回担当課といたしまして、生涯学習課、社会福祉課、環境課と三つの課長が代わりましたので一言ごあいさつを申し上げます。

当市でも高齢化が進み、その中でも多くの各講座に健康で多くの方が参加されております。多くの地域におかれる学習の場として、これは私は大事にしていきたいと、こう思っている一人でございます。また、少子化の大切な子どもたちの幼児教育といたしまして、今後の保育所のあり方、民営化等も含め勉強したいと思っております。

また、ごみの不法投棄なども大きな通りには大変少なくなりましたが、まだ農道の茂みの中とか山林道などには多くのごみが捨てられておるのが現状でございます。米本教育長さんはじめ三つの課長さんともども、委員の皆様ときれいな住みよい旭市として、お互いに努力したいと思っております。

よろしく願いいたします、あいさつとさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

島田和雄議員より、本委員会を傍聴したい旨、申し出がありました。これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、鈴木議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

本日は、文教福祉常任委員会を開催をしていただきまして本当にありがとうございます。当委員会に付託されました議案は3件でございます。また、請願が3件、それで陳情の方は閉会中の継続審査となっておりますのが3件あるということでございます。この教育関係あるいはまた福祉、民生関係ということで、非常に幅の広い常任委員会でございます。きょうはひとつ十分なるご審議をいただきまして、ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、ごあいさつに代える次第でございます。

大変ご苦労さまです。

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

続いて、執行部を代表いたしまして、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。本日は、ご苦勞さまでございます。

文教福祉常任委員会を開催するにあたりまして、執行部を代表してごあいさつをさせていただきます。

本日、当文教福祉常任委員会に審議をお願いします議案は、議案第1号、議案第4号、議案第14号の3議案と、また請願文書第1号、第2号、第3号の3件でございます。何とぞ慎重にご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですがごあいさつとさせていただきます。

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 一雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、社会福祉課長は説明してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） 本会議におきましてご説明した以外ございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続きまして、議案第4号について生涯学習課長は説明してください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 本会議において説明した以外、特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続きまして、議案第14号について保険年金課長は説明してください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第14号につきましても、本会議時におきまして補足説明しました以外、特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 一雄） これより討論を省略し議案の採決を行います。

議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 一雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は、随時報告をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、保険年金課の方から 5 月 31 日現在の保険証の交付状況についてご報告いたします。

5 月 31 日現在の被保険者の世帯数といたしましては 1 万 5,385 世帯、そのうち通常の保険証、いわゆる 1 年ものでございますけれども 1 万 3,307 世帯、あと短期証 1 か月、3 か月、6 か月とございますけれども、その合計が 1,604 世帯、資格証の交付世帯が 474 世帯。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますか。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） 旭市つどいの広場についてご報告いたします。

乳幼児を持つ親とその子どもが、気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合える場、旭市つどいの広場を旭市役所南分館 2 階に 6 月 5 日開設いたしました。この広場は核家族化が進み、子育ての不安やストレスを抱える保護者が多い現状の中、親同士の交流や保育アドバイザーの育児相談等を通じて、子育て中の親の負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整えることを目的としております。

施設につきましては、旧農水産課、商工観光課の事務室を改装し、床面積 212 平方メートル

ル約64坪で遊びのゾーン、授乳コーナー、談話コーナー、相談コーナー、給湯室などを設けてあります。スタッフにつきましては、保育士や幼稚園教諭の経験を持つ子育てアドバイザー、これは臨時職員でございます、3人が交代で常駐しております。開館日は月曜日から金曜日とし、開館時間は午前10時より午後3時までとなっております。利用料は無料で、対象は原則市内に住んでいる3歳以下の子どもとその保護者となっております。今後は、利用者の皆さんに楽しんでもらうプログラムとして読み聞かせ、紙芝居、手遊び、体操などを予定しております。

なお、利用状況につきましては好評を得ており、6月5日から6月16日の10日間で290組、605人が利用されました。1日当たりでは29組、60.5人となっております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、高齢者福祉課の方から介護保険料の現年度分、平成18年度の調定状況についてご説明申し上げます。

調定額が5億2,848万8,139円、これを合併前の1市3町合計で前年度同時期と比較いたしますと、去年が4億7,160万352円、5,688万7,787円、12.1%の増というような状況になっております。

それと納付義務者の方ですが、1万5,549人、対前年で45人、0.3%の増ということになります。

それと、今年度の介護保険法の改正によりまして、所得税法等が改正になったことに伴いまして、いわゆる老年者控除の廃止ですとか、それらの影響を受けるための介護保険料の急激な増にならないようにということで、激変緩和という制度が今年、来年ととられます。今年の対象者が2,527人ありまして、納付義務者全体の16.3%というような状況になっております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） ありがとうございました。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いをいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 海上中学校の件について、二、三お尋ねします。

今、着々と工事が進んでいるようでございますが、野球場にベンチがないようですが、これはどういうことであるかということと、それと一般質問でお尋ねしましたが、やはり自慢できる中学校敷地面積も相当広いんですが、あれがつくるときに私どもは各学校を視察しました。県内の中学校へ行きましたが、相当面積は広く高校並みの敷地面積があらうかと思いますが、どのくらいの順位といたしますか、広さなのか、県内でわかる範囲で結構です、教えてください。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対しお願いします。

庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、木内委員さんのまず野球場のベンチのご質問でございますが、改めましてベンチそのものにつきましては、今の計画の中では用意してございませんが、今後また何らかの形で、正式に屋根のついたベンチというような形ではなくて、簡単なものを用意していかなければならないだろうという考え方を私どもは持っております。

それから、敷地面積は確かに4万5,000平米ということで、かなり広い校舎の敷地になるわけでございますが、県の方へこれらの順位はということではいろいろな資料を調べるのにお伺いしたんですが、なかなかこの敷地面積の順位云々というそういう資料がございませんで、それらについては分かりません。しかしながら、今は匝瑳郡から山武郡の方へ行きました光町の中学校も整備したばかりでございまして、参考までに申し上げますと、あの学校の敷地が約4万1,000平方メートルほどでございます。そして、またもっと大きい学校もたくさんございまして、香取市の旧山田町の中学校につきましては8.数ヘクタール、9ヘクタールくらいの大きい敷地の学校もございしますので、特別大きいということでもないようでございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、ちなみに現在、県内2番目のマンモス校の旭二中がどのくらいか。

それと、中学校の建設にあたっては、現場の声を取り入れてという意見が当初旧町時代にございました。実際に工事が始まると、現場の先生方からいろいろなアドバイスなり等あると思いますが、そういうことはありますか、どうでしょう。その2点お願いします。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、お答え申し上げます。

二中の面積が約3万2,000平方メートルでございます。それから工事を進めていく中、また当初の計画の中でもそうなんですが、現場の先生方の意見も十分聞いてというお話は、前々からちょうだいしております、学校側とも図面等を持って何度もお伺いをし、協議を進めておるわけでございますけれども、先生方の考え方と設計士の意図するところというのはちょっと違っておるところも正直ございまして、先生方は生徒を管理しやすくという意図のもとに図面を見るわけでございますが、果たして管理しやすいものが生徒に使いやすいものなのかというのは、必ずしもイコールにならないというような部分で、生徒が使いやすくてなおかつその生徒の安全が確保できるということが、まず第1に考えなければならない、そういうことで設計士の方の意図するところは計画になって図面等にあらわされておるわけですが、先生方の方もなかなかそういう部分を100%理解できていらっしゃらないというようなこともございまして、少しぎくしゃくしたようなこともありました、何度も図面を持ってお伺いして、その辺のご理解は十分いただけたというふうに認識をしているところでございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 来年の3月に開校しますと、恐らくこれから建てる予定のところから、全国はオーバーでしょうが、視察に来ると思いますので、ぜひその現場の声を取り入れて、よく意見を聞いて、やはり今、課長がおっしゃったように、設計士は設計士で自分の配置、格好よくとかいろいろそういうものを持っているでしょうが、やはり現場の先生方は現場の先生方で、今言ったように安全面の管理等、長年その現場で培ったノウハウもありますので、ぜひそれを生かした日本一の中学校の建設をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

二、三ちょっとお聞きしたいんですけれども、管理主事制度というのはどういう制度かどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、合併をして半年経つわけなんですけれども、通学路の防犯灯の現状、またこれから今いろいろといいことばかりありませんので、その対策なんかをちょっとお聞きしたいと

思います。

市の方のバスを部活の利用方法につきましては、本会議で木内委員がよく聞いてくれましたので、それは分かっていますので、その二つをちょっとお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） ただいまの管理主事制度ということでございますけれども、実は千葉県教育委員会におきましては、教育庁の教職員課、また各教育事務所にはそれぞれ管理主事がいらっしゃるわけですが、そういった主な管理主事の仕事というものは、教職員の人事あるいは教員採用、また管理職の登用、そして教職員のサービスの監督等が主な職務でございます。今年度、旭市の方でも管理主事を1名配置いたしました。この旭市における管理主事の配置の主な業務は、市内の教職員の人事異動に関するということというのが1点、それから産休補助教員などの臨時教員の発令、さらに児童・生徒や教職員の事故に関する対応、そして最後に教職員のサービスに関する監督ということを考えております。

管理主事を置くことのメリットでございますけれども、これは最終的には教職員をきめ細かく掌握することによりまして、年度末の人事異動において、県やほかの市町村に対しまして的確な人的配置を要求することができるということが大きなメリットでございます。

また、学校におきましては、遊具の安全管理、それから児童・生徒及び教職員の事故防止、また事故発生時の対応などにつきましては、市教委としまして、学校に的確なアドバイスができるというようなメリットもございます。また、教職員の仕事について市教委として日常的に置いてありますので、サポートすることもできるというようなことによりまして、教職員の信頼性の向上、そして不祥事の防止等を図ることができるというふうに考えているところでございます。

最後に、今、いろいろな面で教育基本法の改正など目まぐるしく教育変革の時期を迎えている現在でございますけれども、それぞれ銚子市あるいは匝瑳市には、正直、管理主事は置いておりません。そういった意味においては、旭市で先駆けてこの管理主事を置いたということにつきましては、他の市あるいは町に先駆けまして置いておりますので、そういった意味では旭市が一步リードしているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） 防犯灯の関係につきましては、担当が総務課でございますが、通学路というような観点からのとらえ方といたしまして、私の方で防犯灯の数等を総務課の方に

お聞きしたものをお答えさせていただきたいと思います。

防犯灯につきましては、この平成18年3月末現在におきまして、各区長さんの管理のもとに設置をしてあります防犯灯が、市の全体で4,152ございます。この区の管理の分につきましては、年間1本当たり2,000円の管理補助を市の方から差し上げているということでございます。それから、市の管理する水銀灯がこのほかに382本ございます。これは、総務課の方の防犯灯として管理をしているものが、そのうちの155本ございます。それから、建設課の方の街路灯として管理をしておりますのが227本ございます。その水銀灯382本と区長さん方をお願いしております防犯灯の合計が、全部で4,534本ということでございます。いろいろ地区懇談会をはじめとしまして、いろいろな会議等の中でも防犯灯の数が少ないんじゃないかというようなお話をちょうだいするところでございますので、今後、総務課の方を通じまして区長はじめ、また市の建設課とも十分協議をしていきながら、特に通学路等の安全につきまして計画的に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（林 一雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもありがとうございます。また、通学路の件に関して、やはり我々も車で歩いていても、随分このところが暗いというところが大分あります。ぜひ、またそういうところがありましたら、皆さんと協力して早目につけてもらいたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） ちょっと時間があまり早いから1点、2点ちょっと聞かせていただきましょう。先ほど在田課長からちょっと答弁があったわけですが、私にはちょっと後退論に聞こえたので、ちょっとその点に対して、一、二点質問させていただきたいと、こう思っております。

まず、第1点目は、いつごろ完成するのかと、今のその進捗状況というものをちょっとお聞かせ願いたい。

それと、我々議員には図面が来ておりませんのでよく分からなかったわけですが、オープンスペースなのかということと、その点も聞かせていただきたいと思います。

木内議員との質疑の中で私も聞いておったんですが、現場とも協議して何とか先生方とも理解を得たというお話でございますが、完全に設計図ができて工事に着手して、工事もうつごろ終わるのかと、第1に質問したわけですが、工事もう50%近く完成しているんじゃないかと、その時点で現場との協議がどうのこうのというのは後退論じゃないか。設計図

面に基づいて工事施工者はどんどんやっていかなければ、これは補助金ももらえなければお金ももらえなくなるわけですから、その点があなたの答弁がちょっとおかしいじゃないかと、私はそういうふう感じたわけです。今このように進んで、学校の現場を預かる学校の教師と設計士と建築業者と三者協議の上で、このように進んでおるといような答弁なら私は何ら質問する意思はないのでございますが、あなたの答弁に対して、非常に私は不快感を感じたので、その点を明確にご答弁をしていただきたい。

以上です。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） 大変失礼をいたしました。

まず、進捗状況から申し上げますと、現在、建物そのものについては40%の進捗がなされております。それから、グラウンド部分につきましては100%工事が終了したところでございます。

それから、オープンスペースのお話でしたが、特別、教室そのものをオープンスペースの中で区切ってというような、そういう設計にはなっておりません。それで、特別活動室的な何にでも使えるというような、学年集会をはじめいろいろな形で使うことのできるような、そういうスペースは設けてございますが、教室そのものをオープンスペース的な形で配置しておるわけではございません。それで、きょう午後から現場も見ただけのようなそういう予定を組まさせていただいてございますので、その節の資料、それから現場の状況、それらによりましてご判断いただければと思うのですが、先ほど図面の段階で協議を十分させていただきまして、今の建物になっておるわけです。ただ、例えば建具の位置が本当にそこでいいんだろうか、それからあとはセコム等のああいう夜間の管理、そういうようなものがどういうエリア分けをしておけば、一番その学校側、それから地域に開放する場合の管理上いいのか、そういう細かな部分では、今も学校側の方と詰めさせていただく部分がございますので、先ほどのああいう言い方をさせていただきましたが、建物そのものにつきましては、昨年の段階で学校側の方と図面を持って何度も協議をし、その部分については、お互い納得で進めておると、そういうことでございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） おおむね了解しましたが、管理関係に関しては、これからあなたが言うようにセコムの問題、そこに来ましたときに防犯カメラの設置というものも無論当然考えているだろうと、私は推察するわけでございますが、この点もどうなのか。

それと、私は恐らくバリアフリーでやっているのかと思っているのですが、それらはやはり障害児童というものを考えた場合には、その点も十分考慮してやっているのかと、トイレ等もそういったことも考えてやっているのかと、このように推察するわけですが、その点もあわせてご答弁をお願いします。

以上です。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、防犯対策面から申し上げますと、中学校に今度設置されます裏門、それから先生方の駐車場からの門、そして給食車が出入りする門、それと正門、4か所ございますが、4か所はすべて電子ロック方式の門でございまして、職員室でモニターによってその人を確認し、開錠してもらわない限り門は開かないと、そういう状況でございます。

それから、どうしても建物の死角等の問題も出てきますので、防犯カメラも建物の屋上に5基、それから駐車場の部分に1基、裏門の方に1基ということで、合計7台のモニターがつくようになっております。そのモニターによりまして、先生方が職員室にいるときには、そのモニターをもってそういう建物の死角になるような部分で問題はないかどうか、それらをわかる、そういう施設となっております。

それからもう一つ、障害者に対してということで、もちろんバリアフリーで建物を建築しておりますし、2階建てでございますがエレベーターをつけ、それから1階、2階それぞれに男女別に身障害者のトイレをつけ、そういうような障害者にもやさしい、そういう施設を目指しておるところでございます。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

○委員（林 正一郎） はい、ありがとうございました。

○委員長（林 一雄） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） 防犯ビデオについてですが、これはやはり犯人を捕まえるためのビデオじゃないでしょうから、抑止力を発揮していただくためにも、ぜひ宣伝といいますか安全な中学校ということで、恐らく学校要覧等もつくると思いますが、そこにもぜひ載せていただけたらと思います。

それと、あと先ほど景山委員さんが通学路の防犯灯のことを聞いていただきましたが、防犯灯のほかに、やはりこの通学路にもそろそろ防犯ビデオの設置とか、そういうのもこれか

ら考えていくべきではないかと、こう考えます。都市部では、防犯ビデオによって子どもを突き落とした容疑者が逮捕されたりとか、いろいろな犯罪の防止にも役立っております。通学のほかにもいろいろ性犯罪を防ぐ意味でも、街頭に防犯ビデオも通学路を中心にこれからやっていく考えがあるのかどうか。

そして、あとこれは管轄が違うでしょうが、市内には防犯ビデオというのは設置してあるところが今のところないのか、もし分かったらその辺ちょっとお聞かせください。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） 防犯灯そのものにつきましては、先ほども申し上げましたが、必ずしも通学路という部分を限定してつけておるということでもございませんので、通学路に限ってそういうようなことができるのか、それから現在、防犯カメラが設置してあるというようなところは、違った意味でと申しましょうか、干潟地区にはごみの不法投棄の関係のそういうカメラを確か設置はしてありましたが、そのほか市街地、そういうようなところを含めましても防犯カメラの設置はないように記憶はしております。そして、またそういうような必要性という部分で、皆様方の声が多く出るようなそういう状況であれば、総務課の方とその辺は十分協議をさせていただくということになろうかと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

○委員（木内欽市） はい。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、以上で所管事項の報告を終わります。

次に、請願3件、陳情3件の審査を行います。

教育委員会、高齢者福祉課、保険年金課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様は、そのままお待ちください。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時57分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の審査

○委員長（林 一雄） 去る6月12日、本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願、請願第2号、国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願、請願第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書採択に関する請願の3件であります。

初めに、請願第1号について審査に入ります。

請願第1号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いをいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 大変ご苦労さまでございます。

それでは、私の方から受理番号1の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願につきましてご説明申し上げます。

ご案内のように、この制度につきましては、歴史的に見ますとこの制度がない時代には、教職員の給与の支払いが生じたり、寄附金の強制がされたりしたことから、公立義務教育諸学校に勤務する県費負担教職員の給与につきましては、国が2分の1を負担するというところで発足された制度でございます。ご案内のとおりでございます。

しかし、国の財政が厳しいということから、1984年以降につきまして大蔵省、現在では財務省でございますけれども、これを中心に義務教育費国庫負担金の見直しの指摘がされまして、1985年度の予算につきましては、旅費、さらに教育費、こういった費用が一般財源化されてきております。その後、恩給費とかあるいは共済費、この負担率の引き下げ、さらにはこれが一般財源化されまして、平成16年には給付費のみが唯一残っている、こういう状態にあったわけでございます。

このような状況の中でありまして、義務教育費国庫負担制度につきましては、三位一体の議論の中で2005年の11月には見直しが行われました。その内容につきましては、請願について書いてございますが、義務教育費国庫負担制度は堅持するけれども、費用負担につきましては2分の1から3分の1の割合で縮減するという、こういった内容になってきたわけでござ

ざいます。教育の機会均等とその水準の維持向上を考えるとときには、義務教育費国庫負担制度が廃止され、また全額都道府県に税源移譲された場合には、多くの県で財源が確保できず、義務教育水準の格差が生じることが考えられるわけであります。そういったことも含めて、当旭市議会におきましては意見書をぜひ提出していただきたいというものでございます。

ちなみに、請願の趣旨にございます下から12行目の後ろの方ですけれども、9都府県というふうになっておりますが、これを除いて現状の国庫負担金を下回る金額となることは明らかだというふうになっておりますけれども、ちなみにこの9都府県というのは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、この9都府県でございます。

あと、お手元には資料がいろいろありますけれども、後ほどまた読んでいただければ幸いです。

以上、説明を終わります。

○委員長（林 一雄） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 特段ございませんので、よろしく願いいたしたいと思います。

○委員長（林 一雄） それでは、審査をお願いいたします。

ございますでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） やはり私は、個人的にも当然これは採択すべきものとする一人であります。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 毎回これは出していただいて採択しているので、別に問題ないと思います。

○委員長（林 一雄） ほかにありませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたら願

いをいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） それでは、お手元の2006年度文部科学省予算の具体的内容と分析という資料3というのがございましたら、その一番後ろを見ていただきますでしょうか。平成18年度の文部科学省一般会計予算の構成というのがございますか、その四角い表の中を見ていただきますと、平成18年度の予定額ということで5兆1,324億円、これが前年度と比較いたしますと、10.5%のマイナスということになっております。さらに、一昨年は5.4%対前年比ということで、5.4%からさらに10.5%の減額ということになっているのが平成18年度の予算ということになっております。そういったことから、今回の国における平成19（2007）年度の教育予算拡充に関する意見書ということで、意見書が出ております。

内容的には、円グラフで書いてありますけれども、そのような予算の状況になっておりますが、いずれにしても10.5%減額されているのが平成18年度、したがって、平成19年度については、さらに減額されるような状況があるかも分からないということから、今回の内容が出たものでございます。特に、私の方からは、説明したい内容については1項目から6項目まで6点ございますけれども、この今お話しをさせていただきましたように、国における教育予算というものにつきましては、教育水準の維持や子どもの就学の補助、こういったことを考えても大変重要な財源でございまして、教育条件整備にかかわる国の責任ということの重要性から考えましても、諸事業の充実に向けた条件整備が必要であることから、ただいま申し上げました1項目から6項目までありますけれども、それについて十分配慮してほしいという請願の趣旨でございます。

特に、この4番目に書かれておりますのは、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備することとなっておりますけれども、これは週5日制になって久しいわけですが、これに伴いまして、子どもたちを健全に育成するという立場から、スポーツや文化、こういったものにつきまして支援措置をしてほしいという内容のものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますけれども、旭市議会から意見書が提出されますようによろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

○学校教育課長（多田清司） 特段ございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） それでは、審査をお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） ちょっと説明していただきたいんですが、1の公立義務教育諸学校教職員定数改善計画、その下の方の2番目の学級編制基準数、この辺のちょっと説明をしていただければ。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、ただいまの特に1の子どもたちにきめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に作成することということについて、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

実は平成17年度から昨年までの5年間にわたりまして、文科省は第7次公立義務教育諸学校定数改善において、小・中学校においては特に少人数による授業など、きめ細かな指導のための支援や、あるいは養護教諭の複数配置、さらには特殊教育諸学校の定数改善等のために、この5年間で2万6,900人の教職員の定数の改善を実施されたところでございます。文部科学省としましては、引き続き平成18年度、今年度からですけれども、今年度から5年間で第8次定数改善計画を作成したんですけれども、現在はそれが予算に反映されていないということでございます。

それから、次の2番目なんですけれども、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数はどうなっているのかということでございますが、これは現在、小・中学校における学級編制の基準は、法律では40人学級というふうに定められております。しかし、実施にあたりましては、文科省の方も弾力的な運用等が認められておりまして、特に千葉県においては38人学級の編制が可能になっております。特に、小学校一、二年生につきましては37人あるいは38人のところにつきましては、多人数学級ということで1名の教員が加配されております。そういうような状況で、特に一、二年生につきましては、2人体制で指導が実施されているところでございます。先ほどお話ししました第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画におきましては、そういった意味において学級編制基準の改定等が触れられておりませんでしたけれども、小学校一、二年生に基本的な生活習慣やあるいは学習態度を身につけさせたりあるいは不登校の児童・生徒の対応を行うなど、副担任の配置あるいは35人程度の少人数学級編制を行うことが可能となるような教員定数の改善が盛り込まれ

ておったわけですがけれども、先ほどお話ししましたように、これにつきましては、現在、第8次の方は反映されていないというような状況でございますので、できればこの請願を採択していただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 私は、特にこの点をお願いしたいと思います。この5番です。危険校舎、老朽校舎の改築の次のエアコンと洋式トイレ、これは旧町のときからよく一般質問で要望しておったんですが、今度の新しい中学校は、暑さ対策が施されているということで、エアコンは入らないようですが、これから五つの中学校と15の小学校、夏はものすごく今温暖化の影響で暑くなっていますから、やはりこのエアコンは必要じゃないかと強く思っています。何でも削減じゃなくて、やはり教育には予算を惜しまないでほしいというのが私なんかの考えです。

自分の家庭を振り返っても、幾ら収入が減っても子どもにはいい教育を受けさせたいと、親は子どもには教育費を惜しまないような時代が現実ですから、やはりこういう公共の施設には、いくら景気が悪いと言っても、やはりエアコンとそれから洋式トイレ、これは当然ですが、むしろ一歩進んで私はウォシュレットの時代じゃないかと思っているんです。子どもたちも、自分の家庭でウォシュレットになれている子どもたちが今大半ですから、学校へ行ってウォシュレットがないと、どうも家までトイレを我慢してしまうとか、私なんかもそうなんです。どこかへ出かけても、ウォシュレットのトイレのあるところへ行くんです。例を挙げては悪いんですが、私もウォシュレット愛好家ですから、中央病院の方へ行くと玄関の右側はウォシュレットなんです。そこと、この辺のお店だとカワチはウォシュレットなんです。ですから、私は買い物ついででトイレに行きたくなるとカワチへ行きます。

ですから、ちょっと話が横道にそれますが、旧海上中学校ができたとき、鉄筋で水洗トイレになるのは、あのころは学校のトイレが一番早かったんです。ですから、昔は建物がありませんでしたから、国道から見えてバスガイドさんが説明したんです。あの海上中学校は、水洗トイレが入っているんですよと、ですからこういう学校がトイレとかの改修が一番早かったんです。今はむしろおくらえていますから、こういったところには予算を惜しまないで使うべきだ。ですから、私もこの請願には大賛成です。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにありますか。

(発言する人なし)

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いをいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） それでは、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書ということで、お手元に資料3ということで、今申し上げました表題の請願書の原紙のコピーというものを見ていただいて、その中に資料が入ってございます。3ページをお開きいただきたいと思います。千葉県地図が載っている資料でございます。

そこに二つの地図が載っておりますけれども、千葉県職員調整手当支給率というのが2006年3月末までのものと2006年4月1日からのものが載ってございます。下は、地域手当の支給率というふうになっています。これまでの調整手当につきましては、5%と2%ということに分れておりました。2006年4月1日からは、地域手当支給ということになりまして、5%と3%と2%、三つの区割りになっているということでスタートがされているそうでございます。

さらに、その次の4ページをお開きいただきたいと思います。地域手当が支給率として2010年4月1日からは、千葉県を2分いたしまして8%と5%になるということで推移をしていくそうでございます。したがって、千葉県の中で将来的には8%、5%ということで2つに区切られることから、ぜひ千葉県は一律にしていっていただけないだろうかというのが、請願の趣旨でございます。

なお、請願の文書表によりますと、一番下の方に現在、5%、3%、2%という支給地域が混在するということが北総教育事務所、それから南房総教育事務所管内であるという深刻な状況がありますけれども、近隣を見ても神奈川県とか静岡県、山梨県においては、人事異動等への影響を考慮して、県内全域一律支給となっているということで請願文書表に載っているわけでございます。

以上のことから、ぜひ千葉県内の地域手当を全県一律支給としていただきたいということで、意見書を出していただけるというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（林 一雄） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 特段ございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（林 一雄） それでは、審査をお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） この賃金を見ると、だいぶ千葉県が半分に分かれちゃいましたね。白いところと黒いところが。やはりこれはどう見てもおかしいですね。こういう審議会の先生らは、何を考えてこうやっていつも格差をつけてくるのか。教育予算にしても何にしても、自分らは勝手にやって決めて、おまえらは勝手にやれというような考えかもしれないけれども、これは非常にまずいと私は思います。この請願に、私は賛成でございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 私も同じく賛成です。

というのは、やはりこの先生方はみんな同じ仕事をしていて、それでみんな例えば成田市へ行った方が、早く言えば給料がいいということですかね。そうすると、この辺はみんな率のいい成田市の方へ希望して行った場合に、この辺のやっぱり先生方の質が下がることはないでしょうが、そういった心配もありますので、やはり今、景山委員が言ったように、この格差はなくさないとおかしいと本当に思います。ご存じのように、先生方は残業手当とかそんなものは一切ないんですから、土日やっても一切手当はつかないわけで、この地域手当で差をつけられたんでは、まさに私はこれは逆で、この辺がいいならこれは反対ですが、逆に低いんですから、これはやはり賛成しないと。

大昔は、逆に僻地手当というのがあって、私どもの滝郷小なんかは僻地手当をもらっていたわけです。それは、先生方が行くのに電車がなくて交通費がかかるので、滝郷小へ来ると特別手当をくれたんです。こういうのは大賛成ですが、これは逆に取られちゃうんですから、成田市の方が物価が高いとか給料が高いからということで、こういう差をつけるんでしょうけれども、今は成田市あたりまではこの辺から通えるんですから、やっぱりこういう差をつけるというのは、やはり確かにおかしいんじゃないかと思いますので、これに私は賛成です。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私も、これは反対ではございませんが、皆さんも県に行っていると分かりますが、私も、県の方に会議で月に5回は最低行っておりますので、この経済感覚というか経済というものが全然違う。それは、違うのは皆さんもご承知のとおり、土地単

価が違うと、だからアパート代も全部違うと、だから正直のことを言って、学校の先生方も恐らく私が申すまでもなく成田市へ行けと、東葛へ行けと、行く先生はおりません。この8%の差くらいでは、はっきり言って行く先生はおりません。これが現状でございます。私は、そのように思います。

だから、この地域格差をつけたというのは、恐らく人事委員会で当然つけたではないか。学校の先生に異動で船橋へ向こうへ行けと言ったら、まず行く人はいないと。だから、全部向こうへ行っている学校の先生も、こっちの方で2%でも結構だからこっちへぜひと言うのが、これが大方、10人のうちの8人はそういったお願いをしているのが、現下の状況でないかと、私はそういうように推察しています。

それはなぜかと言うと、私も県に行っておりますから、そういったすべてのものが高いわけです。経済的な格差というものがあるわけで、だからこの8%くらいの差だったら、恐らく先ほども言ったように、東葛から向こうへ行ったら、ほとんどこっちへ来たいということで、県の人事課の方にはお願いが殺到しているんじゃないか、私はそんなふうにはっきり言って思っています。

それと、この格差が余りにも、ここにも書いてあるように調整手当とは何ぞやということ、物価及び生計費に関する事情が、その準ずる地域に所在すると、公署である、それは学校も含みますと、これは当たり前のことです。だから、こういう結果が生まれている。

それと、こっちにも書いてあるように、地域手当とは何ぞやと3に書いてあります。主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し地域手当を支給することとする。これは、原則論で当たり前のことです。だから、私はこれは反対ではございませんが、これは人事院勧告の方でももう少し公平な見地から考える必要、もう1回、再考する必要があるんじゃないかと私は思います。恐らく多田課長に質問したら、私が今言っていることが事実ではないかと、私はそういうように思います。

以上。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 今この三つの請願を見ましても、私は賛成でございます。国は毎年教育予算を減らしてきているわけです。果たして、日本の国はこれからどうなっちゃうのかと、しみじみ教育でもできるのかと、そういう考えでいます。私は、この三つとも賛成いたします。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 私の方は勉強不足で、林委員の方がよく知っていらっしゃる、大体、林委員のおっしゃるとおりです。ただ、この中には本来ですと残業手当等も含まれて、調整手当という中に入っていたんですけれども、それも全部一律になってしまったという部分がございます。ただ、先ほどお話ししましたように、いい職員をぜひ本市でつかまえておくためにも、管理主事をきちんと位置づけてありますので、その点をご安心ではないかと思っています。

よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） この地域手当のことにしましては、林委員からの意見で、全くそのとおりでと思うんですけれども、この地域の教育のレベルが上がっていくように、これが同じ手当がつけば、余計にこの田舎にいる先生方は条件がいいわけでごさいます、優秀な本当は学者になるような人が先生になってくれると、この地域の教育を引っ張ってもらえるんじゃないかと思しますので、賛成でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

教育委員会は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時36分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

○委員長（林 一雄） 次に、討論を省略して採決を行います。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第2号、国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の説明

○委員長（林 一雄） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（林 一雄） 初めに、請願第1号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（来栖昭一） それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案をごらんいただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（林 一雄） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、請願第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

請願第2号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（来栖昭一） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書案をごらんいただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（林 一雄） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、請願第2号、国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（来栖昭一） それでは、請願第3号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書案をごらんいただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（林 一雄） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、請願第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいま協議いただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

初めに、発議案の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する人あり)

○委員長(林 一雄) それでは、提出者は委員長、賛成者は全委員とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、提出者は委員長、賛成者は全委員、そのように準備を進めたいと思います。

続きまして、発議案の国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する人あり)

○委員長(林 一雄) それでは、提出者は委員長、賛成者は全委員とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、提出者は委員長、賛成者は全委員、そのように準備を進めたいと思います。

続きまして、発議案の地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する人あり)

○委員長(林 一雄) それでは、提出者は委員長、賛成者は全委員とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、提出者は委員長、賛成者は全委員、そのように準備を進めたいと思います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査

○委員長（林 一雄） 続きまして、第1回定例会で閉会中の継続審査と決しておりました陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号の3件について審査を行います。

初めに、陳情第3号、医療制度の改善を求める陳情についての審査を行います。

それでは、審査をお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） この陳情者の社会保障推進千葉県協議会、佐藤さんという方は、どうい
う方が分かりますか。これは郵送ですか。

（発言する人あり）

○委員長（林 一雄） 事務局長。

○事務局長（来栖昭一） 近隣の状況でございますが、医療制度の改善を求める陳情書という
ことで、銚子市が採択、佐倉市が不採択、匝瑳市が採択、あとの佐原市、成田市については
申請がなかったそうです。それと、富里市、八街市については配布のみ、それと四街道市、
印西市、白井市については、一応この定例会に上程をするという見込みだそうでございます。
以上でございます。

○委員長（林 一雄） いかがですか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 負担が軽くて福祉が厚いのは、これは本当にいいことなんですけれども、

財政的にそれが非常に厳しい状態であるので、このくらいはやむを得ないのかと思います。
したがって、不採択でいいのかと思います。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 法案は、国会通っちゃったんでしょう。

○委員長（林 一雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 林委員のご質問にお答えいたします。

平成18年6月14日の参議院で可決いたしまして、法案は成立しております。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 法案が成立したのであれば……………。

○委員長（林 一雄） その点について、課長に参考意見がありましたら、間に合うのか。

（「これから変わる可能性があるかどうか」の声あり）

○委員長（林 一雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 一応、国の方の関係で行きますと、今申し上げましたように6月14日に法案が成立いたしました。10月から早速施行される分とあと平成20年4月から施行される分の二つありますけれども、実施は間違いないと思います。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） であれば、やはり林委員がおっしゃったように、本市議会の及ばないところですから、やっぱり不採択にすべきだと思います。

○委員長（林 一雄） それでは、特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

続いて、陳情第4号、国民健康保険制度の改善を求める陳情について審査を行います。

それでは、審査をお願いいたします。

保険年金課長、これはいかがでしょうか。

○保険年金課長（増田富雄） 陳情第4号につきましては、6月14日に法案が成立した部分とはまたちょっと違う部分がありまして、この2番目の共同事業負担金、保険基盤安定負担金、これにつきまして一応平成17年度までは制度化されていたんですけれども、その後、平成18年度はどうかというところがあったんですけれども、その後、平成18年度も21年度まで継続して実施することで決定しております。

あと1番目につきましては、この国からの補助金、負担金の関係なんですけれども、昭和59年度までは医療費の総額、例えばお医者さんがもらう金額100%ですけれども、それに対

する45%という形で負担金が市町村に入っていたんですけれども、それが昭和59年の改正で、要するに市町村が負担する金額、いわゆる窓口で皆さんは3割払ってきます。残りの7割に対する50%という形で国から負担金が入っていたんですけれども、そうしますと35%、前は100に対する45ですから45%、それから見ますと、ここの陳情項目につきましては、市町村の国保の財政、豊かになる関係でこれはいいことなんですけれども、国の方の負担がふえるということは出てきます。

あと陳情項目の3番、4番に対して先ほど報告いたしましたけれども、資格証明書の方の発行の義務づけを撤回というような形、これは税の負担の公平さからいきますと、やはりやむを得ないのかと、滞納者に対してはある程度のこういうふうな差別化というかペナルティーを科すということで、その関係でございます。ですから、先ほど申し上げましたように、今回の法案改正とは、こちらの方の陳情につきましてはちょっとリンクしない部分があります。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 課長にちょっと一、二点聞きたいんですが、この資格証明書発行の義務付けというのを撤回すると、外国人の方なんかには、どうしてもこの資格証明書は必要でないかと私は思うんです。

それともう1点は、保険料の未納者、これ一時保険証というのも発行するでしょう、そういった方が相当あると思うんです。そういったことを考えたときには、やはりこのように緩和しますと、この3番に対しては特に大きな支障が来たしてくるのではないかと、だから私は先ほど課長が申したように、この1番は非常に私はいいかと思います、ほかのちょっと、3番、4番もちょっとどうかなと私は考えますので、この点もやはり私は個人的には、私見でございますが、あまり賛成できないというふうに感じております。

この3番に対してちょっとご答弁願えれば、参考でちょっと勉強したいのでご答弁願えればありがたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今の林委員のご質問にお答え申し上げます。

旭市の国民健康保険税滞納者に対する取扱要綱の中で、要するに1年以内の滞納者に対しては6か月証、いわゆる短期証を発行しております。あと1年以上2年以内に対しましては3か月証、2年と1回分くらいに対しては1か月証、それ以上の方に対しては資格証というような発行体制であります。

○委員長（林 一雄） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

続いて、陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情についての審査を行います。

それでは、審査をお願いいたします。

参考意見として、高齢者福祉課長、ありましたらお願いします。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 前回、概略ご説明申し上げましたが、もう一度簡単におさらいさせていただきますと、1番目の陳情項目の中で地域支援事業、これを国の負担率を25から50に上げてくださいということなんですけれども、今まで地域支援事業という代わりに、これらの施策が国の方の補助率が50%でいろいろな各種施策がありました。これを制度改正になりまして、地域支援事業という名称に改めまして、介護保険制度等の財源を使っていくということになりましたので、財源が皆さんご存じのとおり、介護保険の財源ですと国の負担率が25、旭市の場合ですと若干大きいんですけれども25.83、いずれにしても4分の1くらいに変わってきているわけです。この地域支援事業の対象者といいますのは、介護保険の前の段階、昔で言うと虚弱高齢者、今の特定高齢者ということによっておりますけれども、それらの事業をやる財源が、介護保険の財源を使うことによって国の負担率が下がったといったようなことを元に戻せというようなことでございます。

ちなみに、市の負担率のお話しをしますと、市の方も財源が下がってまして、介護保険の財源ですから、市の負担分は12.5でこの事業ができるわけです。その分をどこがかぶるかといいますと、事業によりまして第1号被保険者もしくは第1号被保険者と第2号被保険者の保険料でその財源が賄われるといったようなことに対して、国の負担率を上げてくださいというものになります。

2点目の方の陳情の内容につきましては、昨年の議会等でご説明申し上げましたが、居住費、食費部分が施設入所者について自己負担になるということが、昨年の10月から実施されています。これにつきましては、国の方の考え方は、在宅で福祉サービスを受けている人たちは、自分たちで居住費、食費を払っているんだと、それを施設に入所したからといっ

てその居住費、食費分を保険で賄うのはおかしいだろうといったような趣旨から、公平性を保つということでこれが外されました。あわせて低所得者の人たちはどうするんだと、施設を出ていけということになるのかということになりますので、当然その低所得者に関しては低所得者対策というのがありまして、それぞれの所得段階に応じて限度額を設けてありまして、それ以上は払わなくてもいいような制度になっております。

簡単ですけれども、補足させていただきます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

委員の皆様いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第5号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

休憩 午後 零時 13 分

再開 午後 零時 15 分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（林 一雄） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第3号、医療制度の改善を求める陳情について採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第4号、国民健康保険制度の改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

○委員長（林 一雄） 以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 18 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄